

令和 6 年度
財政援助団体等監査報告書
〈第 2 回〉

一般社団法人信州上田観光協会
(文化スポーツ観光部)

丸子温泉開発株式会社
(丸子地域自治センター)

一般社団法人上田市医師会
(健康こども未来部)

上 田 市 監 査 委 員

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定により、令和 6 年度財政援助団体等の監査の結果(第2回)に関する報告書を、次のとおり提出します。

令和 7 年2月 20 日

上田市監査委員 東 方 久 男

同 土 屋 勝 浩

目 次

第1 監査の概要	4
1 監査の目的	
2 対象年度	
3 対象団体及び実施期間	
4 監査の方法	
5 監査結果及び意見（総括）	
第2 監査結果及び意見	6
【一般社団法人信州上田観光協会】	6
1 団体概要	
2 監査結果及び意見	
団体に対するもの	
(1)兼務すべきでない業務の分離と管理部門の担当能力向上について（指導）／(2)負担金の事務処理について（指摘）／(3)事業報告書の改善と情報公開について（指導）／(4)会計規程の全面改定について（指摘）／(5)会計基準に準拠した財務諸表の作成について（指導）／(6)その他の財務諸表等の課題について（指導）／(7)賞与引当金の計上漏れについて（指摘）／(8)負担金等の事業評価について（指導）／(9)事務所内の適正なスペースの確保について（意見）／(10)他の観光協会との連携と自立に向けた取組について（意見）	
所管部局に対するもの	
(1)事務所の移転について（意見）／(2)適切な指導について（意見）	
【丸子温泉開発株式会社】	11
1 団体概要	
2 監査結果及び意見	
団体に対するもの	
(1)監査役の監査範囲に係る定款の見直しについて（指導）／(2)賞与引当金の計上について（指摘）／(3)出資金の減損処理について（指導）／(4)正確な附属明細書の作成について（指導）／(5)上田市の連結財務書類作成上の課題について（意見）／(6)長期的視点に立った会社の維持・継承について（意見）／(7)温泉施設の適切な維持管理等について（評価）	
所管部局に対するもの	
(1)鹿教湯温泉宿泊客増加の取組について（指導）	
【一般社団法人上田市医師会】	14
1 団体概要	
2 監査結果及び意見	
団体に対するもの	
(1)補助金等変更交付承認申請に係る変更額の正確な算定について（指導）／(2)財務諸表の改善について（意見）	
所管部局に対するもの	
(1)補助金交付対象経費の明確化と内部統制に配慮した交付事務について（検討）	

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定並びに上田市監査基準及び令和6年度監査基本計画に基づき、市が財政援助等を与えている団体の出納その他の事務の執行で当該財政援助等に係るものについて、適正で合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、監査を実施しました。

2 対象年度

令和5年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

3 対象団体及び実施期間

市から財政援助等を受けた団体の中から、次の基準により過去の監査の実施状況等を踏まえて団体を選定し、令和6年5月13日から令和7年1月28日までの間に実施しました。

- ① 市から資本金等の4分の1以上の出資又は出捐を受けている団体
- ② 市から補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- ③ 市から債務保証（借入金の元金又は利子の支払の保証）を受けている団体
- ④ 市から公の施設の管理を委託されている団体（指定管理者）

4 監査の方法

監査は提出された調書等を調査し、団体及び所管部局の関係職員等から説明を聴取するとともに実地監査を実施し、次の主な着眼点により監査を実施しました。

- ① 市が補助金、交付金、負担金等財政的援助を与えているもの、出資しているもの、公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、法令等に従い適正に執行されているか。
- ② 内部統制に係る仕組みが適切に機能し運用されているか。
- ③ 団体：出資等財政援助の目的に応じた事業運営がなされているか。会計・財務の業務に係る内部統制は整備され、適切に運用されているか。法令等に基づく施設管理・管理事務が適正か。経営成績及び財務の状況はどうか。
- ④ 市所管課：権利（出資金等）に係る財産管理が適切か。出資金等財政援助に基づく団体の指導監督が適切か。

5 監査結果及び意見（総括）

監査を実施した団体及び市所管課において別表のとおり、指摘事項4件、指導事項10件、検討事項1件、評価事項1件があり、意見7件を添えました。

(別表)

対象団体等	指摘	指導	検討	評価	意見	合計
(一社) 信州上田観光協会	3	5	－	－	2	10
観光シティプロモーション課	－	－	－	－	2	2
丸子温泉開発(株)	1	3	－	1	2	7
丸子産業観光課 他	－	1	－	－	－	1
(一社) 上田市医師会	－	1	－	－	1	2
地域医療政策室	－	－	1	－	－	1
合 計	4	10	1	1	7	23

※監査結果の区分及び監査結果に添える意見

1 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの

2 指導事項

指摘事項には至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導し、改善を促したもの

3 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に検討を求めたもの

4 評価事項

事業の著しい前進がみられたもの、他の機関においても有効かつ実効性があると考えられるもの

5 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査結果の報告に添え、監査委員の意見として提出するもの

第2 監査結果及び意見

【一般社団法人信州上田観光協会】

1 団体概要

監査団体名	一般社団法人信州上田観光協会
団体所在地	上田市大手二丁目8番4号
監査年月日	令和6年10月25日
所管部局	文化スポーツ観光部 観光シティプロモーション課
代表者	理事長 堀内 健一
設立年月日	平成29年4月3日
法人の目的	この法人は、上田市及びその周辺地域の自然、文化、歴史等の観光資源を活用し、観光振興に関する事業を行うことにより、地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。(定款第3条)
主な事業内容	① 国内外から上田市への観光旅行者の誘客促進に向けた宣伝及び催事 ② 会議、研修、コンベンション及び各種イベントの誘致及び支援 ③ 観光資源の開発及び調査研究 ④ 観光振興に関する情報の収集、発信、宣伝及び調査研究 ⑤ 観光案内に関する事業 ⑥ 映画、テレビ等のロケーション撮影の誘致及び支援 ⑦ 特産品等の宣伝及び販路拡大 ⑧ 喫茶業に関する事業 ⑨ 小売業に関する事業 ⑩ 会員の資質向上並びに会員間の連携に関する支援 ⑪ 上田市及びその周辺地域の観光関係機関との連携 ⑫ 上田市及び観光関係機関等からの受託事業 ⑬ 観光振興に係る収益性のある事業 ⑭ 旅行業に関する事業 ⑮ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
令和5年度 決算状況	収益 242,121,265 円 当期正味財産増減額 △879,487 円 費用 243,000,752 円 正味財産期末残高 108,493,018 円
監査対象事項	信州上田観光協会負担金 70,794,000 円 四季の魅力を活かした誘客イベント事業負担金 27,400,000 円 自治体広域連携事業負担金 500,000 円 上田市観光誘客促進事業補助金 5,000,000 円

※ 注記 法令等について文中では以下のとおり、省略して記載しています。

法律…一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（令和5年6月14日法律第53号）

法規則…一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（令和5年12月27日法務省令第52号）

会計基準…公益法人会計基準（令和2年5月15日、内閣府公益認定等委員会）

運用指針…公益法人会計基準の運用指針（令和2年5月、内閣府公益認定等委員会）

内部管理事項…公益法人会計における内部管理事項について（平成17年3月23日、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）

2 監査結果及び意見

一般社団法人信州上田観光協会（以下「協会」という）は上田市職員の関与度合い、補助金や負担金割合等を考慮すると重要性が高いことから、所管部局及び団体の補助金・負担金に係る事務が適正か否かだけでなく、所管部局の指導監督が適正であるか、具体的には管理運営の在り方、会計基準への準拠、情報公開、合併前から存続する各観光協会との連携等について、監査を実施しました。その結果は、以下のとおりです。

団体に対するもの（一般社団法人信州上田観光協会）

(1) 兼務すべきでない業務の分離と管理部門の担当能力向上について 【指導事項】

副理事長（副市長）、常務理事（市所管部長）、事務局長（市所管課長）が兼務し、事務専決規程第6条によれば事務局長が代決処理できることから決裁権限が集中しています。特に協会事務を担当する常務理事や事務局長と指導監督する所管部局の部長や課長が兼務することは内部統制上好ましくありません。民間の有識者やプロパー職員の登用を図られたい。

また、会計事務は上田市の行政事務と異なり、法人税法や会計規程、会計基準、財務諸表等の知見が必要です。市所管部局職員が兼務して、事務局長や次長を独占していることは、こうした知見不足による事務ミスの発生リスクが高いといえます。会計専門家の指導内容を正確に受けとめて対応し、結果を検証するプロセスが必要であり、管理部門のレベル向上が必要です。定期異動時の引継の徹底や専門研修の充実を図ってください。

(2) 負担金の事務処理について 【指摘事項】

上田市との業務委託契約によるワーケーション推進業務委託費 4,300 千円が受取負担金に含まれていました。事業収益（委託事業）等他の適正な科目に含める必要がありました。

業務委託契約は、法人税法の収益事業として請負業（事務処理の委託）に該当することから、他の収益事業に含めて申告する必要があります。

(3) 事業報告書の改善と情報公開について 【指導事項】

事業報告書について、事業の実施状況と理事会、総会の開催日の記載だけとなっています。このほか、法人の概況（設立年月日、定款に定める目的や事業、会員や役員、職員に関する事項等）や理事会・総会の議事事項、正味財産増減の状況及び財産の状態の推移等を記載され、市民や議員等その他の利害関係者向けに簡潔明瞭な事業報告書を作成し、財務諸表等とともに情報公開（HP 等）してください。

(4) 会計規程の全面改定について 【指摘事項】

現在の会計規程は法律及び法規則並びに会計基準に対応して改正を行わないできたため全面改定が必要です。主な点は以下のとおりです。

① 第2条の2（会計区分）

旧基準（一般・特別）によっている。現（平成20年）基準（公益事業・収益事業・法人）に改定されたい。

② 第3条（経理原則）

「簿記原則に従って経理する」とあるが、「一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して処理する」と改定されたい。

③ 第5条（出納員）

経理責任者の定めがないので 追加されたい。

④ 第11条（勘定科目）

「別に定める勘定科目」とあるが、現基準に改定されたい。

⑤ 第19条（現金等の保管）

現金残高の照合が定められていないので追加されたい。

⑥ 第37条（出納及び保管）

備品台帳と物品の照合が定められていないので追加されたい。

⑦ 第42条2項（固定資産の管理）

減価償却引当金とあるが減価償却累計額に変更すること。

⑧ 第44条（固定資産整理簿）

固定資産台帳と現物の照合が定められていないので追加されたい。

⑨ 第8章 収支決算

決算と改定されたい。

⑩ 第49条（決算諸表）

収支計算書・損益計算書・預金残高証明書・その他の財務関連書類は除いて、基準の記載順に貸借対照表・正味財産増減計算書・附属明細書・財産目録に改め、収支計算書は別に定める。

(5) 会計基準に準拠した財務諸表の作成について 【指導事項】

会計基準の運用指針に準拠しておらず、訂正が求められる主な点は以下のとおりです。

① 貸借対照表、正味財産増減計算書に当年度、前年度、増減の記載がないこと。

② 貸借対照表（全社）が内訳表兼用となっている。作成目的が異なるので基準の様式に準拠させること。

③ 正味財産増減計算書内訳表に法人会計区分があり、(4)の①と相違している。また、一般会計区分に含めるべき負担金収入や管理費が法人会計区分に含まれているため、法人会計区分の当期一般正味財産増減額に期首残高を加減しても期末残高と一致しない。法人会計区分について、一般会計区分の共通を含めないで、会費等の収益と役員会等の費用に限定した、法人会計区分とすること。

④ 財務諸表に対する注記を記載すること。

⑤ 財産目録は法人全体のみ（基準）で一般会計と特別会計は不要です。現金預金を除き科目の内容を記載されたい。

(6) その他の財務諸表等の課題について 【 指導事項 】

- ① 一般・特別会計の収支予算及び予算比較表は収支計算書（内部管理事項）に準拠していないので改定すること。
- ② 一般会計の収支予算及び予算比較表は繰越金を含めているのに対して特別会計は繰越金を含めていない。統一されたい。また、法人全体の収支予算及び予算比較表を作成されたい。
- ③ 監事2名のうち1名は公益法人会計等に知見を有する者として法が定める監査機能を有効にされたい。

(7) 賞与引当金の計上漏れについて 【 指摘事項 】

会計基準によれば財務諸表は真実な内容を明瞭に表示しなければなりません（会計基準第1の3（1））。

当年度の負担に属する賞与の引当金が計上されておられません。会計基準を遵守してください。

したがって、同額だけ正味財産増減計算書の当期一般正味財産増減額が過大に計上され、貸借対照表の負債が少なく計上されています。翌年度は計上して、重要な会計方針の注記や附属明細書（引当金の明細）を作成してください。

(8) 負担金等の事業評価について 【 指導事項 】

副理事長（副市長）、常務理事（部長）、事務局長（課長）のほか6名が所管課と兼務していることから、申請団体に対する所管課のチェック機能に限界あります。負担金と収支決算額との検討や翌年度の負担金の予算決定に適切な対応が求められます。こうした課題に対応するため、各事業の必要性を見直す仕組み（事業評価等）が必要です。

予算申請と実績について、協会負担金を各事業に区分し、正味財産増減計算書内訳表や収支計算書内訳表で一般会計の各事業に区分可能となるようにすべきです（法人会計に一括して含めている）。また、負担金を各事業に区分計上して事業費と比較し、事業計画と整合させて次年度以降に生かすことが必要です。

(9) 事務所内の適正なスペースの確保について 【 意見 】

協会の事務所は観光会館の2階ですが、来訪者用のPRスペースと協会職員（兼務職員含む）の職務スペースが一つのフロアに存在しており、仕切りがありません。特に、会計事務等の管理部門職員は個人情報や機密情報保護の観点から隔離されたスペースが必要ですし、職員の休憩場所の確保は福利厚生と職場環境改善の観点からも必要と思われます。

市と相談しながら、職員の適正な職務スペース及び休憩場所の確保を図ってください。

(10) 他の観光協会との連携と自立に向けた取組について 【意見】

現在の観光はインバウンドが代表するように、より専門的で広範囲な情報発信力と企画提案力が求められています。

こうした状況を前に、市内観光業の強化と一体化を図る上でも、協会が菅平・別所・鹿教湯・丸子・武石の各観光協会をまとめる中心的役割を果たし、長期的かつ広域的な視点に立った観光客の誘致に取り組むことを期待します。

また、全国では観光協会が自主事業を通じて観光と地域振興に寄与している例が多数見られます。まずは、事務局長に民間の経験ある職員を充てる等、行政職員との兼職を解き、協会として人事面・財政面で自立が図れる道を検討してください。

所管部局に対するもの（観光シティプロモーション課）

(1) 事務所の移転について 【意見】

協会の監査結果(9)に記載したとおり、改善を求めた点について進捗が図れるように適切な指導を行ってください。また、市職員は行政事務重視の視点から十分なスペース確保が必要と思われますので意見に記載の点も踏まえ事務所の移転も含めて検討してください。

(2) 適切な指導について 【意見】

協会への指摘及び指導事項や意見の趣旨を踏まえて、所管課部局として適切に指導を行ってください。

【丸子温泉開発株式会社】

1 団体概要

監査団体名	丸子温泉開発株式会社		
団体所在地	上田市鹿教湯温泉 1 2 9 3 番地		
監査年月日	令和 6 年 11 月 14 日		
所 管 部 局	丸子地域自治センター 丸子産業観光課		
代 表 者	代表取締役社長 小相澤 隆幸		
設立年月日	昭和 37 年 1 月 16 日		
法人の目的	上田市総合計画等に基づき丸子温泉郷の飛躍的発展の基礎を作ると共に、地域住民や保養客等の福祉、健康増進に寄与すること。		
主な事業内容	丸子温泉郷の区域内において温泉の探査と掘削、並びにこれに附帯する事業		
令和 5 年度 決 算 状 況	収益	58,426,531 円	当期純利益 3,173,137 円
	費用	55,253,394 円	純資産合計 105,997,761 円
監査対象事項	有価証券（株券） 5,630,000 円		
	丸子温泉郷源泉管理等支援事業補助金 11,745,000 円		

2 監査結果及び意見

団体に対するもの（丸子温泉開発株式会社）

(1) 監査役の監査範囲に係る定款の見直しについて 【指導事項】

定款第 32 条によれば、「監査役は会計を監査し、又取締役が株主総会に提出する会計に関する書類を調査して株主総会にその意見を報告する。」とされ、会計を監査する旨を定めています。

団体の作成した監査報告書によれば監査の結果として、会計（計算書類）だけでなく、「事業報告は、定款に従い正確であると認めます。」と記載され、監査役の意見として会計以外の意見が記載されています。

定款の定めと監査報告書の記載内容に乖離^{かいり}が見られますので、法務リスク防止上、実態を反映した定款の見直しを検討してください。

具体的には、定款第 32 条を「監査役は会社法の定めるところにより、会計および取締役の職務の執行を監査する。」等に改正することが適当です。会社法第 381 条（監査役の権限）は、「監査役は、取締役の職務の執行を監査する。」と定めていますので、監査報告書に取締役の職務の執行に関する監査結果を加える必要があります。

(2) 賞与引当金の計上について 【指摘事項】

採用している「中小企業の会計に関する基本要領」によれば、賞与引当金の計上を定めています（Ⅱ.各論 11.引当金（2））。遵守して個別注記表の重要な会計方針に引当金の計上基準を記載してください。また、附属明細書に引当金の明細を作成してください（会社計算規則第 117 条第 2 号）。

(3) 出資金の減損処理について 【指導事項】

第 63 期（令和 6 年 3 月 31 日）貸借対照表の資産の部に鹿教湯温泉地域暖房株式会社の出資金 760 千円が計上されています。登記簿を確認したところ、会社法第 472 条第 1 項（休眠会社のみなし解散）の規定により、すでに平成 27 年 12 月 15 日付けで解散となっています。減損処理等を行ってください。

(4) 正確な附属明細書の作成について 【指導事項】

附属明細書として「有形固定資産及び無形固定資産の明細」を作成し、監査役の監査を受けなければなりません（会社法第 435 条、436 条、会社計算規則第 117 条第 1 号）。

監査役に提出している資産別減価償却合計表を拝見したところ、土地が含まれていないこと、取得価額から上田市補助金相当額を減額（圧縮）後の金額で計上して減額（圧縮）累計額の記載がないこと、個別注記表の減価償却累計額及び圧縮記帳累計額の金額との照合に支障あることから適当とはいえません。公的機関の公表している明細を参考にして作成してください。

(5) 上田市の連結財務書類作成上の課題について 【意見】

上田市が毎年公表している連結財務書類の連結範囲に丸子温泉開発（株）が含まれています。重要な会計方針で有形固定資産の評価基準は取得原価とされていることから、原則として、圧縮記帳前の取得原価に組み替えて連結すべきです。

しかし、「中小企業の会計に関する基本要領」は圧縮記帳を容認していること、連結財務書類の作成は「統一的な基準による地方公会計マニュアル」により、取得原価とされているものの圧縮記帳について具体的な記載がないこと、上田市では連結附属明細書として有形固定資産の明細が未作成であること等から、今後の課題にとどめることとします。

(6) 長期的視点に立った会社の維持・継承について 【意見】

令和 6 年 3 月 31 日をもって終了した第 63 期の事業報告によると、株主数が 51 名で持株比率は上田市が 56.3%で過半数を保有し、他の主要株主はこれまで丸子温泉郷を支えてこられた団体や地域自治会等です。会社法による株式会社組織とはいえ公益性の高い団体といえます。

上田市は同期に集分湯室移転新設工事等の施設整備に対して 50%相当の補助金を支出し、人的支援として業務課長に市の職員を派遣して団体の人件費負担を軽減することや関係部課の部課長を参与とする等、財政的・人的支援を行っています。過半数を保有する株主責任を果たしているといえます。

令和 6 年 5 月 1 日から温泉利用料を 20%改定されたと伺いました。温泉利用者にも負担いただいて経営の安定を維持されていることを評価します。

こうした成果を市民に情報公開して、会社に対する理解と宿泊施設等の利用意識向上に役立てられることを期待します。

安定した経営のためには、温泉利用料の増収が重要であり、株主や温泉利用者の理解

を前提に、温泉残余分について利用施設の増加も含めた長期的視点に立った会社の維持・継承対策も重要と思われます。

(7) 温泉施設の適切な維持管理等について 【 評価 】

丸子温泉開発（株）は 63 年にわたり鹿教湯温泉の生命線ともいえる温泉施設の維持・管理を行い、関係者の理解と協力により多くの苦難を乗り越えて来られたことを評価します。

(6)意見に記載のとおり長期的視点に立った会社の維持・継承対策等を行い、鹿教湯温泉の発展のために貢献されることを期待します。

所管部局等に対するもの（丸子産業観光課、観光シティプロモーション課）

(1) 鹿教湯温泉宿泊客増加の取組について 【 指導事項 】

丸子産業観光課では観光宣伝事業費として、丸子温泉郷のパンフレットやガイドブックの作成、鹿教湯温泉内でのイベント開催の負担金などが支出され、鹿教湯温泉を含めた丸子温泉郷の観光誘客に努めております。また、コロナ禍には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、観光シティプロモーション課から丸子観光協会を含めた市内 5 つの観光協会に「市内観光誘客促進事業補助金」が拠出されました。

「鹿教湯温泉 100 年ブランド創造プロジェクト」では、鹿教湯温泉地域が辺地となる見込みであることから、辺地対策事業を活用した鹿教湯全体の魅力向上につながる計画の検討を開始したと伺いました。

伝統ある温泉と豊かな自然環境を生かし、地元自治会、鹿教湯温泉観光協会、鹿教湯温泉旅館協同組合及び鹿教湯病院など多様な団体等が連携した宿泊客増加に向けた取組を検討してください。宿泊客増加による温泉利用料の増収は会社の維持・継承のためにも重要であることから、長期的視点に立った取組支援が必要です。

【一般社団法人上田市医師会】

1 団体概要

監査団体名	一般社団法人上田市医師会		
団体所在地	上田市		
監査年月日	令和6年11月28日		
所 管 部 局	健康こども未来部 地域医療政策室		
代 表 者	会長 橋本 至永		
設立年月日	昭和22年11月1日		
法人の目的	本会は、日本医師会及び長野県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。（定款第1条）		
令和5年度 決 算 状 況	収益 324,584,777 円	当期正味財産増減額 19,933,445 円	
	費用 304,651,332 円	正味財産期末残高 533,712,013 円	
監査対象事項	上田市看護専門学校運営費補助金 21,140,000 円		

2 監査結果及び意見

団体に対するもの（一般社団法人上田市医師会）

(1) 補助金等変更交付承認申請に係る変更額の正確な算定について 【指導事項】

令和5年8月1日に15,245千円の補助金等交付決定通知を受け、同年の12月1日に12,304千円を加算した27,549千円の変更交付決定通知を受けています。令和6年3月31日に6,409千円減額した21,140千円の確定通知を受けました。

今後の補助金等変更交付申請事務に当たっては、実績見込額の実態に即した額の申請となるように予算管理の精度向上に努めてください。

(2) 財務諸表の改善について 【意見】

令和6年3月31日現在、貸借対照表の固定負債の部に計上された引当金及び積立金306,373千円について、役職員に係る退職給付引当金95,411千円のうち負債性のある引当分を除いた金額は負債に含めることが認められず、公益法人会計基準違反です。

負債として認められない額を正味財産533,712千円に加算すべきです。

固定資産の部に計上された預金等の積立資産と同額計上されていますが、預金等の積立行為と負債要件に該当する引当金を計上することは全く異なる会計事実であることを理解する必要があります。

重要な会計方針に引当金の計上基準に係る記載が無く、附属明細書に引当金の明細がありません。

また、流動負債の部に負債性引当金である賞与引当金の計上がありませんので併せて計上してください。

会員や補助金交付団体に提出する財務諸表であり、正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示してください。

所管部局に対するもの（地域医療政策室）

(1) 補助金交付対象経費の明確化と内部統制に配慮した交付事務について 【 検討事項 】

団体の(1)指導事項に記載のとおり、補助金等変更交付承認申請に係る変更額の正確な算定について改善を求めましたが、その要因として以下の点がありますので補助金交付事務の正確性や効率化の観点から上田看護専門学校運営費補助金交付要項（以下「要項」という。）の改正と内部統制に配慮した交付事務を検討してください。

ア 補助対象経費の明確化

補助の対象となる経費は、当該年度において看護学校の運営に必要な経費とする（要項第2条第1項）とされ、対象経費と対象外経費の判断に迷うことが想定されます。

予算編成や決算に当たり事務担当者に過重な負担をかけないためには、対象経費の積算資料を別表等で項目別、科目別、具体的内容等を公表している事例を参考にして、積算が容易となるように検討してください。

イ 内部統制に配慮した補助金交付事務のスケジュール管理について

令和5年度の補助金交付事務は以下の日程で進行していました。

年	月 日	内 容
令和5年	6月20日	補助金等交付申請書（受付23日）
	8月1日	補助金等交付決定通知書
	11月10日	補助金等変更交付承認申請書（受付16日）
	12月1日	補助金等変更交付決定通知書
令和6年	3月31日	補助事業等実績報告書
	3月31日	補助金等確定通知書

上記の日程について内部統制の観点から以下の課題が見られます。

(ア) 要項に申請書や実績報告書の提出期限について定めが無いこと

要項に申請書や実績報告書の提出期限について定めがありません。

提出時期について裁量の範囲が広すぎます。予算編成は、団体の定款及び会計規程によると毎会計年度開始前に理事会の議決を経ること、予算の補正も理事会の議決が定められています。

補助金交付申請書も同様に事業の着手前に提出することを要項に定めることにより、予算編成事務と同時期の事務作業が可能となり、効率化が期待できます。（事業着手前に申請が困難であると市長が認めるときの特例を設ける等、実務上の配慮も必要です。）

また、補助事業等実績報告書の提出期限についても定めがないことから実際の提出日より遡って3月31日としています。審査資料によれば早くても4月16日以降に実績報告書及び確定通知書が発出されていることから、補助事業等実績報告書について、例えば事業完了後1月以内に提出することと定めれば、団体の事務担当者による対象経費の検討に際して十分な時間を確保することが可能となります。審査部署の日程も立てやすくなります。

今後、事務処理の標準化、効率化の視点から電子申請等が推進されなければなりません。その際、補助事業等実績報告書や補助金等確定通知書等の作成日について、遡った日付だけではなく、事実に基づいた提出日や交付日の記録を記載することも検討してください。

(1) 補助金等変更交付承認申請書提出時期の弾力的運用について

12月1日の補助金等変更交付決定した起案文書によれば市議会9月定例会で増額の補正が認められたとされています。このことから事務レベルの増額補正検討が早まったことが正確な変更額の算定に至らなかった要因の一つと考えられます。

団体の補正予算編成時に併せて申請する等、団体の事務に配慮した提出時期とすることで正確性が高まり、団体の事務負担軽減も期待できることから弾力的運用を検討してください。

